

人材開発支援助成金について

大分労働局 大分助成金センター

ひと、くらし、みらいのために

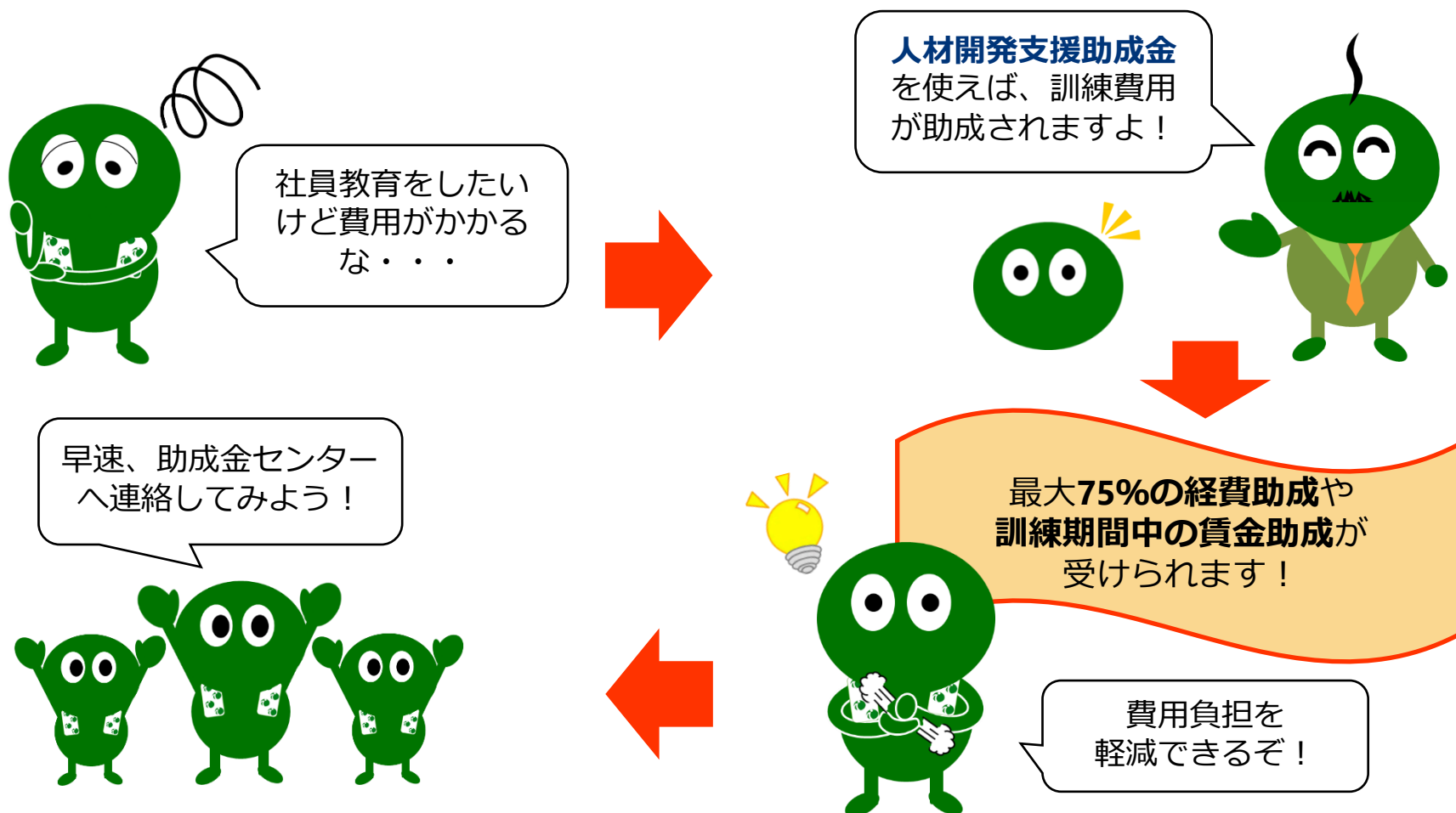


厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

人材開発支援助成金について

人材開発支援助成金とは？

従業員の職業能力の向上を支援するための助成金。事業主が労働者に対して計画に沿った訓練を実施した場合、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度。



主なコースの内容

人材育成支援コース

人材育成訓練

職務に関連した知識・技能を習得させるための10時間以上の訓練

認定実習併用職業訓練

厚生労働大臣の認定を受けた実習併用職業訓練

有期実習型訓練

有期契約労働者等に対し、正規雇用労働者等に転換するための訓練

人への投資促進コース

高度デジタル人材訓練／成長分野等人材訓練

高度デジタル人材の育成や大学院での訓練を行う事業主に対する助成

情報技術分野認定実習併用職業訓練

IT分野未経験者の即戦力化のための訓練を実施する事業主に対する支援（OFF-JTとOJTの組合）

定額制訓練

サブスクリプション型の研修サービスによる訓練への助成

自発的職業能力開発訓練

労働者が自発的に受講した訓練費用を負担する事業主への助成

長期教育訓練休暇等制度

働きながら訓練を受講するための休暇制度や短時間勤務等制度を導入する事業主への助成

事業展開等リスクリング支援コース

新製品の製造など、新たな分野で必要となる知識・技能を習得するための訓練（DX化、グリーン・カーボンニュートラル化のための訓練も含む）

具体的な助成内容

支給対象となる訓練等			賃金助成額 (1人1時間当たり)		経費助成率		OJT実施助成額 (1人1コース当たり)	
				賃金要件等を 満たす場合 [※]		賃金要件等を 満たす場合 [※]		賃金要件等を 満たす場合 [※]
① 人材育成支援コース	人材育成訓練	OFF-JT	800円 (400円)	1,000円 (500円)	45% (30%) ^{※1} 70% ^{※2}	60% (45%) ^{※1} 85% ^{※2}	－	－
	認定実習併用職業訓練	OFF-JT	800円 (400円)	1,000円 (500円)	45% (30%)	60% (45%)	－	－
		OJT	－	－	－	－	20万円 (11万円)	25万円 (14万円)
	有期実習型訓練 ^{※3}	OFF-JT	800円 (400円)	1,000円 (500円)	75%	100%	－	－
		OJT	－	－	－	－	10万円 (9万円)	13万円 (12万円)
	② 教育訓練休暇等付与コース		－	－	30万円	36万円	－	－
令和4年4月～※7 ③ 人への投資促進コース	高度デジタル人材訓練	OFF-JT	1,000円 (500円)	－	75% (60%)	－	－	－
	成長分野等人材訓練	OFF-JT	1,000円 ^{※4}	－	75%	－	－	－
	情報技術分野認定実習併用 職業訓練	OFF-JT	800円 (400円)	1,000円 (500円)	60% (45%)	75% (60%)	－	－
		OJT	－	－	－	－	20万円 (11万円)	25万円 (14万円)
	定額制訓練	OFF-JT	－	－	60% (45%)	75% (60%)	－	－
	自発的職業能力開発訓練	OFF-JT	－	－	45%	60%	－	－
	長期教育訓練休暇制度		1,000円 ^{※5} (800円)	－ ^{※6} (1,000円)	20万円	24万円	－	－
	教育訓練短時間勤務等制度		－	－	20万円	24万円	－	－
④ 事業展開等リスキリング支援 コース 令和4年12月～※7		OFF-JT	1,000円 (500円)	－	75% (60%)	－	－	－

＊ 1事業所あたりの上限額、受講者一人当たりの限度額、限度日数／時間、受講回数等の制限もあり。

支給対象となる事業主

主な要件は以下の通りです。この他にも各コース、訓練メニューごとに要件があります。

主な要件

雇用保険適用事業所の事業主であること

事業内職業能力開発計画を作成し、計画に基づく訓練や人材育成制度を実施すること

職業能力開発推進者（事業所の教育訓練部門や労務人事担当部門の部課長など）を選任していること

支給対象経費を事業主が全額負担していること

（人への投資促進コース（自発的職業能力開発訓練）は事業主負担割合が1／2以上であること）

訓練期間中も、通常の賃金を支払っていること

（人への投資促進コース（自発的職業能力開発訓練）は適用外、対象労働者が育児休業中である者を除く）

訓練計画届の提出日前日から起算して6か月前から支給申請日までの間に、解雇等での離職者がいないこと（事業展開等リスクリング支援コースは除く）

人材育成支援コース（人材育成訓練）について

職員の資格取得・スキルアップに活用！

人材育成支援コース（人材育成訓練）の主な特徴

- 職務に関連した10時間以上のOFF-JT訓練が対象
（OFF-JT訓練：業務から離れた訓練）
- 対象となる訓練が幅広い。
（喀痰吸引研修、フォークリフト運転技能講習、中型・大型自動車免許得講習等）
- 有期契約労働者等を正社員化した場合は高率助成（経費助成70％）。

人への投資促進コース（定額制訓練）について

すきま時間に
スキルアップ！

余裕のある時間に研修が受講可能に！

- ・ 1つの訓練契約で幅広い層に訓練を行うことができる
- ・ 個々の従業員にあった訓練を探す手間が省ける
- ・ 訓練費用がこれまでより安価で抑えられる
- ・ eラーニングのため、遠方に訓練を受けに行くための宿泊費・交通費等も抑えられる
- ・ eラーニングのため、隙間時間や閑散期に従業員が訓練を行うことができ、訓練のためのまとまった時間を確保する必要がない

人への投資コース（定額制訓練）の主な特徴

- 助成対象となるのは、多様な訓練の選択・実施を可能とするサブスクリプション型の研修サービスによる訓練。
- 賃金助成はなし。
- 既に契約済みの研修でもR4年4月以降に契約しているサービスであれば活用可能。
（※ただし、助成期間は計画届を提出した後。）

事業展開等支援リスキリングコース 活用にあたってのポイント

新規事業の立ち上げ等の事業展開に伴う人材育成に限らず、業務の効率化や脱炭素化などに取り組むため、デジタル・グリーン化に対応した人材育成も助成対象となる。

「事業展開」とは例えば・・

新たな製品を製造したり、新たな製品やサービスを提供すること等により、新たな分野に進出すること。このほか、製品の製造方法やサービスの提供方法を変更する場合も事業展開にあたる。

※事業展開については、訓練開始日から起算して、3年以内に実施される予定のもの又は6か月以内に実施した訓練が対象となる。

「デジタル・DX化」とは例えば・・

デジタル技術を活用して、業務の効率化を図ることや、顧客や社会のニーズを基に製品やサービスを変革する等し、競争上の優位性を確立すること。

「グリーン・カーボンニュートラル化」とは例えば・・

徹底した省エネ、再生可能エネルギーの活用等により、CO2等の温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすること。

事業展開等リスキリング支援コース 事例

事業展開



【建設業】新たにリフォーム事業を立ち上げるため、リフォーム工事の中核となる従業員に「内装の部分リペア実践技術コース」を受講させた。

DX化

【不動産業】営業部門において、ITツールを活用したWEB集客のノウハウを習得させるための講座を受講させた。

事業展開



【製造業】今後の半導体の需要増を見据え、半導体工場の建設を予定しており、工場の設備や生産ラインの安定した運用を図るため、各種自動制御技術、電気保全技術等を習得させる訓練を受講させた。

DX化



【医療・福祉】電子カルテと各部門に分かれたシステムの統合、オンラインによる診察やAIを活用した問診等、診療領域のDX化を進めるため、医療に従事する従業員にDX研修を受講させた。

グリーン・カーボン・ニュートラル化



【農業】農薬の散布にトラクターを使用していたが、CO2等の温室効果ガスの排出をゼロにするため、ドローンを導入することにし、「農業用ドローン認定講座」を受講させた。

事業展開等リスクリング支援コースについて

令和8年度までの
期間限定！

事業展開等リスクリング支援コースの主な特徴

●経費助成率75%(60%)、賃金助成1000円(500円)/時間と高率助成。

() 内は中小企業以外の助成率・助成額

●解雇要件なし。

●公的職業資格等の資格・試験に関する受験料も経費助成の対象となる。（訓練カリキュラムにおいて取得目標とされている資格・試験であるとともに、訓練終了後6ヶ月以内に受験したものに限る。1計画あたり1人1回まで。）

助成金活用までの流れ

Step1 事業内計画の作成等

事業内職業能力開発計画等を作成

- 「職業能力開発推進者」を選任し、「事業内職業能力開発計画」を作成することが必要です。

Step2 計画届の申請

1ヶ月前までに計画を提出！

- 「職業訓練実施計画届」を作成し、訓練開始日から起算して1ヶ月前までに必要書類を都道府県労働局に提出することが必要です。

Step3 制度導入（自発的職業能力開発訓練・長期教育訓練休暇等制度のみ）

- 「自発的職業能力開発訓練」と「長期教育訓練休暇等制度」の助成の場合は、就業規則等に制度を定めることが必要です。

Step4 訓練実施

計画に基づき訓練を実施！

- 「職業訓練実施計画届」に基づき訓練を実施します。なお、計画を変更して訓練を実施する場合は、あらかじめ「訓練実施計画変更届」を提出することが必要です。

Step5 支給申請

終了後2ヶ月以内に支給申請！

- 訓練計画に記載されている訓練終了日の翌日から起算して2ヶ月以内に、支給申請書と必要な書類を労働局へ提出してください。

助成金の申請手続き・申請書類・添付書類の簡素化

〈主な内容〉

- ・人材育成支援コース、人への投資促進コース（長期教育訓練休暇等制度を除く。）、事業展開等リスクリング支援コースの一部申請様式について、**3コース共通の様式**になった。
- ・添付書類の整理・統合を行い、添付書類の内容に必要な事項を明確にした。

注意！

労働局における計画届の確認・受理行為を廃止し、**受付のみ**とした上で、**助成金の支給・不支給に関する審査は支給申請時に一括して実施。**

※計画届を提出したことをもって、助成金が確実に支給されるものではありません。

その他の主な見直し

- ・ eラーニング、通信制による訓練において、「広く当該訓練等の受講者を募るために、計画届の提出日時点で、自社のHPに訓練等の情報（訓練等の概要、民間の教育訓練機関の連絡先、申込みや資料請求が可能な状態であることが分かること）を掲載していること」と明確化。
- ・ eラーニングの訓練のLMS等に「訓練終了日及び訓練の進捗率又は進捗状況が分かるもの」と明確化。
- ・ 教育訓練機関について、計画提出日までに定款、登記簿等において事業目的として教育訓練事業が記載されている法人であることが要件として追加（特定の訓練機関を除く。）。
- ・ 計画届を提出できる期間を「訓練開始日から起算して6ヶ月前から1ヶ月前までの間」とした。
- ・ 中小企業事業主の判定については、支給申請時の内容で決定。

賃金要件・資格等手当要件について(1)

賃金を向上させた事業主に対して、助成金の引き上げを行う制度。
訓練終了後に下記のいずれかを満たした場合に別途申請し、割増分を追加で受給することができる。

●「賃金要件」の比較

毎月決まって支払われる賃金について、訓練終了日の翌日から起算して1年以内に5%以上増加させていること。

●「資格等手当要件」の比較

資格等手当の支払いについて、就業規則、労働協約又は労働契約等に規定した上で、訓練終了後の翌日から起算して1年以内にすべての対象労働者に対して実際に当該手当を支払い、毎月決まって支払われる賃金を3%以上増加させていること。

資格等手当：職務に関連した資格、知識または技能を有しているものに対して毎月決まって支払われている手当

※対象労働者ごとに比較し、全ての対象労働者の賃金が増加していることが要件となります。

* 訓練メニューによっては賃金要件・資格等手当要件がない場合があります。

賃金要件・資格等手当要件について(2)

毎月決まって支払われる賃金とは

基本給及び諸手当（労働協約、就業規則又は労働契約等において明示されているものに限る。）のこと。

① 諸手当に含むもの

労働と直接的な関係が認められ、労働者の個人的事情とは関係なく支給される手当

② 諸手当に含まれないもの

- ・ 月ごとに支払われるか否かが変動するような諸手当
- ・ 労働と直接関係が薄く、当該労働者の個人的事情により支給される手当

※ただし、①でも月ごとに支払いが変動するような手当の場合は諸手当から除外し、②であっても固定的に支払われる場合は諸手当に含む。

支給申請期限は、全ての対象労働者に対して、要件を満たす賃金又は資格等手当を3ヶ月継続して支払った日の翌日から起算して5ヶ月以内。

各種お問い合わせ先について

助成金の活用については、お近くのハローワーク又は大分助成金センターへ

	所在地	電話番号	
大分助成金センター	大分市東春日町17-20 大分第2ソフィアプラザビル4 F	097-535-2100	
ハローワーク大分	大分市都町4-1-20	097-538-8609	
ハローワーク別府	別府市青山町11-22	0977-23-8609	
ハローワーク中津	中津市大字中殿550-21	0979-24-8609	
ハローワーク日田	日田市淡窓1-43-1	0973-22-8609	
ハローワーク佐伯	佐伯市鶴谷町1-3-28	0972-24-8609	
ハローワーク宇佐	宇佐市大字上田1055-1	0978-32-8609	
ハローワーク豊後大野	豊後大野市三重町市場1225-9	0974-22-8609	